

## 守谷市訓令第8号

守谷市職員の資格取得に対する助成に関する規程を次のように定める。

平成26年11月10日

守谷市長 会 田 真 一

(目的)

第1条 この訓令は、職員の職務と密接に関連する資格の取得に要する費用を助成することにより、職員の自己啓発への意欲を喚起し、職員の能力向上を図り、もって公務能率の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、守谷市職員定数条例（昭和53年守谷町条例第2号）第1条に規定する職員をいう。

(対象資格)

第3条 助成の対象となる資格は、職務の遂行に有益な資格として、市長が別に定めるものとする。

(適用除外)

第4条 職務上必要な資格として職務命令により取得を命じられた資格で、公費により資格を取得する場合は、助成は行わない。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成金の額は、受験料として支払った額とする。

2 助成は、1人の職員につき、1年度あたり1回を限度とする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする職員（以下「申請者」という。）は、資格を取得した日から3箇月以内に守谷市職員の資格取得に対する助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 資格認定書又は合格通知書の写し

(2) 受験料の支払いを証する書類

(支給決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否について、守谷市職員の資格取得に対する助成金交付（決定・却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

守谷市長 宛て

申請者	所 属	_____
	職 名	_____
	職員番号	_____
	氏 名	_____ 印
	所 属 長	_____ 印

守谷市職員の資格取得に対する助成申請書

下記のとおり助成を受けたいので、守谷市職員の資格取得に対する助成に関する規程第6条の規定により申請します。

記

- 1 取得資格の名称
- 2 資格認定機関
- 3 資格取得年月日 年 月 日
- 4 受験年月日 年 月 日
- 5 受験料等 金 円
- 6 資格取得の理由
- 7 添付資料
  - (1) 資格認定証又は合格通知書の写し
  - (2) 受験料等の支出を証する書類

